

食から始める健康「食生活改善啓発イベント」業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この企画提案競技は、食から始める健康「食生活改善啓発イベント」（以下、イベントという。）を実施する上で、イベントの企画・運営や進行管理等の業務を一括して委託するに当たり、公正に委託業者を選定するために行うものである。

2 委託業務の概要

（１）委託事業名

食から始める健康「食生活改善啓発イベント」委託事業

イベント日時：令和８年１月２５日（日） 午前１０時から午後３時まで

場所：イオンモール宮崎 ウエストコート、ヒナタテラス（予定）

（２）業務概要

食から始める健康「食生活改善啓発イベント」業務委託仕様書による。

（３）委託期間

契約締結の日から令和８年２月２７日まで

3 委託限度額 １，７５０千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- （１）宮崎県内に本社を置く者
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当しない者
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- （４）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- （５）この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- （６）県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと
- （７）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- （８）宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でない者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記8を参照

② 提出期限

令和7年9月12日（金）

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 各社の提案は1社1案とし、以下の資料を、それぞれの主催者へ必要部数提出すること。

ア 企画書（A4版）1部

- ・ 全体コンセプト
- ・ 各イベントの構成概要・運営方法
- ・ 会場設営、装飾イメージ等
- ・ 告知の概要
- ・ 企画から実施までのスケジュール
- ・ 会場スタッフ体制

イ 見積書及び見積明細書1部

- ・ 各委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 税込額に1円未満の端数がある場合は切り捨てとする。
- ・ 宛名は各委託者の代表者名とする。

ウ 誓約書1部

- ・ 誓約書（別紙2）により提出すること

エ 会社概要（既存のもの）1部

オ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）1部

② 提出先

下記8を参照

③ 提出期限

令和7年10月3日（金）

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 企画提案競技実施方法

① 企画書等を提出された会社には、別途、企画提案競技当日のスケジュール等を案内する。

② 企画提案競技参加者は、あらかじめ提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの時間は、1社当たり30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。

③ 実施後、所定の審査員による審査により、総合的に評価し、委託候補者を決定する。

(4) その他留意事項

① 企画書の内容については、別紙委託仕様書の内容を必ず網羅すること。

② 提出された資料は返還しない。

③ 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

④ 提案内容についての質疑は、9月5日（金）まで受け付ける。企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。なお、電子メール送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

⑤ 選定結果については、全参加業者に書面にて連絡する。

⑥ 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は業者負担とする。

⑦ 審査経緯についての問合せには一切応じない。

⑧ 審査結果についての異議申し立ては認めない。

⑨ 選定された企画提案書の内容については、委託決定業者と協議を行い、修正等が必要な箇所については、これを行い実施するものとする。

7 主な日程（参考）

(1) 公告（県HPに掲載）

令和7年8月25日（月）

(2) 質問等の締切

令和7年9月8日（月）

(3) 企画提案競技参加申込書の提出締切

令和7年9月12日（金）

(4) 企画書等提出期限

令和7年10月3日（金）

(5) 企画提案競技

令和7年10月下旬

(6) 業者決定、委託契約

令和7年11月11日（火）

(7) イベントの開催

令和8年1月25日（日） イオンモール宮崎 ウエストコート、ヒナタテラス（予定）

8 書類提出及び問合せ先

(1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 県庁3号館

(2) 担当 宮崎県教育庁スポーツ振興課 健康教育担当 （担当 尾崎）

(3) 連絡先 電話番号 0985-26-7248

メールアドレス ozaki-shiroo@pref.miyazaki.lg.jp